

質問回答

2015年2月23日

「ブラジル国統合自然災害リスク管理国家戦略強化プロジェクト（マニュアル策定、パイロット事業、まとめフェーズ）」

（公示日：2015年2月12日 / 公示番号：141083）について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	1ページ（1．業務の背景の最終段落）	マニュアル類構成案は承認されたのか。目次案（骨子案）はドラフトファイナルレポートのもので確定したと考えてよいか。	マニュアル類構成案は、予防、復旧、復興計画を除き、調査フェーズの活動の結果として承認されています。目次案（骨子案）は、マニュアル策定フェーズで現状及び課題分析等を行い、確定していくことになります。
2	1ページ（1．業務の背景の最終段落）	ドラフトファイナルレポートでは明確になっていないが、予防、復旧、復興計画に関するマニュアルに関しても、承認された構成案があるか。	予防、復旧、復興計画に関するマニュアルに関しては、承認された構成案はありません。
3	1ページ（1．業務の背景の最終段落）	マニュアル類の目次案（骨子案）が確定されていない場合、マニュアル類のニーズ調査、骨子検討、ステークホルダーとの調整・合意取り付けなども本業務で実施することになるか。	マニュアル類のニーズ調査、骨子検討、ステークホルダーとの調整・合意取り付けなどは、調査フェーズで特定したマニュアル案の骨子案を基に、本マニュアル策定フェーズでの指示書内容に沿った調査・検討並びにワークショップ（技術会議）の開催を通じて、本業務で実施することになります。
4	5ページ 1)土砂災害の実態調査 ア)資料収集整理	パイロット市以外の5市とあるが、パイロット市についてはいただいた指示内容での実態解明（土砂災害、対策工とも）がなされていると考えてよいか。パイロット市はこの実態調査に含まなくてよいか。	調査フェーズで収集した資料から、パイロット市以外の5市とともに、パイロット市についても実態解明（土砂災害、対策工とも）や実態調査を行います。

通番号	当該頁項目	質問	回答
5	5 ページ 1)土砂災害の実態調査 ア) 資料収集整理	調査フェーズで収集した災害実績で実態解析に使える実績は何件ありますでしょうか。使えるものとは、発生地名、地質、流域面積、崩壊面積・土量、堆積深・面積・土砂量、発生日月日、発生原因、連続雨量、最大日雨量・時間雨量、犠牲者数、被害家屋数などが明らかなものと考えます。	調査フェーズで収集した災害実績では、実態解析に使える実績が何件あるかは現段階では十分精査されていません。したがって、調査フェーズで収集・整理した資料の精査により、実態解析や土砂災害発生状況の分析に必要となる実績や事例を抽出していくこととなります。 なお、調査フェーズで収集した資料については、契約交渉時に開示します。
6	5 ページ 1)土砂災害の実態調査 イ) 現地調査	ア) で選んだ 5 市に対する現地調査という理解でよいか。	現地調査は、パイロット市以外の 5 市とともに、パイロット市も含めて、現地調査計画を作成のうえ、実施することとしています。
7	5 ページ 1)土砂災害の実態調査 イ) 現地調査	現地調査において、安全対策として、C/P、市政府職員 (Civil Defense) の立会いは可能か。	現地調査において、安全対策として必要に応じ、C/P、市政府職員 (Civil Defense) が立会うことは可能ですが、実施にあたっては C/P 等との調整が必要になります。
8	6 ページ 1)土砂災害の実態調査 オ) 土砂災害等実態のまとめ	土砂災害等実態のまとめにおいて 100 件を目途に実態解析を行うが、ア) ~ エ) での調査・検討対象は 100 件から「調査フェーズで収集されたうち実態解析に使用可能な件数」を差し引いた件数を目途とするという理解でよいか。	上記 5 のとおり、「調査フェーズで収集されたうち実態解析に使用可能な件数」は十分精査されていないため、その検討も含めて効果的な事例を 100 を目途に選定し、実態解析を行うこととなります。
9	6 ページ 2)災害データの蓄積体制	市政府、州政府における災害データ蓄積体制の検討を行う内容となっているが、国の関係機関との災害データの共有に関する事項は検討する必要はないか。	国の関係機関との災害データの共有に関する事項は、ウ) の蓄積が必要となる災害データの特定及び収集方法、役割分担の項目として、ワークショップ (技術会議) の開催等を通じて検討していくこととなります。

通番号	当該頁項目	質問	回答
10	6 ページ 2)災害データの蓄積体制 ア)市、州の市民防衛局の体制の調査	「調査対象市は、パイロット市に加えて 10 市程度を選定し、合計 13 市とする。」とありますが、州は対象となるのでしょうか。州を対象とする場合、州と市を併せて 13 と理解してよろしいでしょうか。	州を含まず、13 市です。
11	6 ページ 2)災害データの蓄積体制 エ)災害データ収集の形式・フォーム	「市、州の市民防衛局の災害データの収集形式・フォームについて、現状の標準的な方法を考慮し、統一の可能性の検討を行う。」とありますが、ここでの「市、州の市民防衛局」は、項目ア)と同じ市、州と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	7 ページ 3)リスク評価・マッピング イ)マッピングの手法	各種縮尺の基図(地形図)を用いた土砂災害リスクエリアの設定手法を検討し、そのマッピング(図化)手法を提示するが、マッピングの「自動化を念頭におく」については、マッピングシステムそのものを構築するわけではないとの理解でよいか。	マッピングシステムの自動化についてはご理解のとおりです。ここでは、土砂災害リスクエリアの特定において、分かりやすいマッピング手法を検討・提示することとしており、その一環として自動化も念頭に置いています。マッピングシステムそのものを構築するものではありません。
13	8 ページ 4)都市計画 ウ)都市拡張可能エリアの方向の検討・設定の考え方	「さらに、都市拡張エリアの方向の設定方法について、検討の流れが分かるように、検討された設定手法を用い、設定例を作成する」とありますが、都市拡張エリアの設定には、前段の記述にあるように災害リスクだけでなく、インフラ、自然社会条件、土地利用法ほか様々な要素を総合的に検討して設定されるものであり、本調査でこれらすべての要素を実際に検討することは範囲外という理解です。したがって、本項での設定例の作成とは、あくまでも災害リスクのみの検討に基づく	都市拡張エリアの方向の設定方法について、インフラ、自然社会条件、土地利用法など都市計画に必須となる要素を検討の範囲外としたのでは、適切な設定例は作成できないと考えます。したがって、その他の配慮事項として示した内容は、記載のとおり一定の整理・検討を行ったうえで、都市拡張エリアを方向付けるための設定例を作成することになります。

通番号	当該頁項目	質問	回答
		結果を示すという理解でよろしいでしょうか。	
14	9 ページ 5) 予警報発令ア)土砂災害に対する警戒避難システムの調査	「土砂災害の発生履歴のある州及び市について」とありますが、パイロット市と 10 市程度が属する州の調査も必要との理解でよいか。	ご理解のとおりです。
15	10 ページ オ) 組織間の情報共有化のための一般的基準と手順	ここで述べられている「一般的な基準」とは、例えばどのようなものを想定されているのでしょうか。	ここでの一般的な基準は、例えば予警報発令に関する、情報の収集管理、情報の発信内容、情報の伝達方法、各種手続きなどであり、これらについての検討を想定しています。
16	11 ページ 6) 災害予防、復旧・復興計画	災害予防計画とは、災害の発生する危険性があるがまだ発生していない個所の土砂災害防止計画と考えてよいですか。日本の例では土石流危険渓流対策計画や急傾斜地崩壊対策計画等です。	災害予防計画とは、災害の発生する危険性があるがまだ発生していない個所の土砂災害防止計画と考えて差し支えありません。また、ここでは河川砂防技術基準(案)や土石流・流木対策設計技術指針解説等と比較・整理することとしています。
17	11 ページ 6) 災害予防、復旧・復興計画	復旧・復興計画とは、災害が発生した直後に実施する防災施設の復旧工事計画と考えてよいですか？防災施設以外のインフラ(道路、水道、下水、電気、ガス施設)及び建物に関するものは含まないと考えてよいか。	ご理解のとおりです。
18	11 ページ 6) 災害予防、復旧・復興計画	ブラジルにおける技術基準類は、調査フェーズで収集、整理済と考えてよろしいでしょうか。	一定程度、収集・整理していますが、本業務で再整理、不足するものについては収集整理することになります。
19	12 ページ 7)土砂災害軽減のための災害モニタリング	10 頁 5) 予警報発令のキ)～サ)の「閾値」問題は、土砂災害予報システム検討のソフトのアウトプットであると考えます。従って、この7) 項で検	10 頁 5) 予警報発令のキ)～サ)の「閾値」に関する事項は、具体的な設定手法や利用方法等について検討のうえ、とりまとめることとしています。

通番号	当該頁項目	質問	回答
		<p>討する予測システムはシステムのハード及び組織と考えてよいですか。</p>	<p>また、7) 項で検討する予測システムは、閾値の関係のみならず、土砂災害軽減のための全般的な監視、予測システムの対応について、検討等を行うものとしています。</p>
20	<p>12 ページ 8) および 13 ページ ク) ワークショップ (技術会議) の実施</p>	<p>技術会議 (ワークショップ) に係る費用 (会場費、移動費用、参加者日当・宿泊、その他) はコンサルタントの負担か。</p>	<p>技術会議 (ワークショップ) に係る費用について、会場費、C/P の移動費用及び日当・宿泊については各実施機関が負担しますので、見積りへの計上は不要です。</p> <p>なお、同会議開催のための諸準備は、コンサルタントと担当する実施機関とが調整しながら進めていくこととなります。</p>
21	<p>12 ページ (3)パイロット事業実施 / マニュアル改善フェーズでの調査・検討事項 1) パイロット事業実施</p>	<p>リスクアセスメントの実施、都市拡張計画策定、予防・復旧計画策定、予警報計画策定、土砂災害監視はすべて C/P が実施するものでコンサルタントは支援するもので、策定作業は実施しないとの理解でよいのですか。</p> <p>そのために C/P は作業が出来るだけの人員が配置されるのですか。</p>	<p>パイロット事業実施 / マニュアル改善フェーズでの調査・検討においては、リスクアセスメントの実施、都市拡張計画策定、予防・復旧計画策定、予警報計画策定、土砂災害監視等の各活動について、コンサルタントが C/P を支援しながら、主体的に方法論や手続きの改善、各種マニュアル類案の改訂や策定作業を実施していくこととなります。</p> <p>換言すれば、C/P の主体性をいかに円滑に引き出せるかがコンサルタントにとって重要な責務のひとつとなります。</p> <p>また、本活動での作業を円滑に実施していくための人員配置は、C/P によって確保される予定となっています。</p>

通番号	当該頁項目	質問	回答
22	13 ページ (5) 国別研修	プロジェクト開始から一ヶ月後(5月)の本邦研修実施は、内容検討、研修員選定、受入先機関との調整、その他のロジ等の面から、困難と考えられる。2015年5月に予定されている研修について、時期や内容などを、プロジェクト開始後、カウンターパート、長期専門家、貴機構と相談し決定することは可能か。	既に5月実施に向けて JICA、長期専門家、カウンターパート、国交省砂防部で時期、研修員選定、内容の調整を始めており、予定通り5月の実施となった場合でも、コンサルタントが受入先機関との調整、その他のロジに必要な時間を行う必要な日を確認できるようにします。しかしながら、契約締結後、コンサルタントと改めて相談のうえ、決定いたします。
23	13 ページ (5) 国別研修の実施	国別研修は20名×5回+6名=126名の大人数となるが、これまで調査フェーズでも相当数の政府関係者を研修しているが、参加者の重複はないか。また、マニュアル策定フェーズでパイロット市以外に選定される5市や災害データをの蓄積体制等を調査する10市からの研修参加を想定しているのか。さらに、2015年11月に予定されている6名の中心的な役割を果たす人材とは具体的にどのクラスの役職なのか。また、特別な研修を要するのか。	調査フェーズで実施した研修の参加者とは基本的に重複はありませんが、研修内容によっては既に参加した方が再度参加する可能性はあります。実際の参加者については今後の調整事項となります。また、2015年11月に予定されている6名は高官クラスとなりますが、研修内容は今後、各関係機関と調整のうえ確定することとなります。なお、研修員の人選については、長期専門家とブラジル側が中心となって取りまとめます。
24	14 ページ 6. 成果品等報告書および技術協力成果品	各成果品に関し、CD-Rの提出は必要ないという理解でよいか。	業務完了報告書及びそれに添付する技術協力成果品について、CD-R4部を提出してください。
25	14 ページ 6. 成果品等報告書および技術協力成果品	各成果品に関し、和文、ポルトガル語の指定は指示書どおりという理解でよいか。また指定のないものに関しては、和文のみでよいか。	ご理解のとおりです。
26	16 ページ 3. ブラジル国からの便宜供与	執務スペースでのプリンタ(消耗品含む)やネットワーク構築費、インターネット接続費等はコンサルタントの負担との理解でよいか。	都市省の執務スペースにおけるプリンタ(消耗品含む)やネットワーク構築費、インターネット接続費等は、長期専門家がすでに執務環境を整備し

通番号	当該頁項目	質問	回答
			ており、コンサルタント分についても JICA 直接経費で負担しますので、見積りへの計上は不要です。

以 上